

椋山女学園大学大学院

人間関係学 研究科

履修の手引

— 2023 —

修了まで
使用します



目 次

2023年度 大学院人間関係学研究所 年間行事予定表	1
I 人間関係学研究所の沿革・概要・目的	3
II 人間関係学研究所のカリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー	7
III 研究倫理	9
IV 履修要項	13
1) 授業時間	14
2) 授業の出欠席	14
3) 休講	14
4) 災害時等の授業及び試験等の対応	14
5) その他留意事項	15
6) 課程修了の要件	17
1. カリキュラムの構成と修了要件	17
2. 履修モデル	20
3. 取得可能な免許・資格	25
7) 修士課程の学位審査について	35
1. 修士論文の提出について	35
2. 修士学位論文の審査基準	39
8) 研究指導の方法	40
1. 人間関係学研究所の研究指導計画	40
人間関係学研究所の研究指導計画（長期履修者用）	42
2. 研究指導計画書	44
3. 指導教員	44
9) 授業科目の履修登録時期について	44
10) 授業科目の履修登録に関する注意事項	44
V 教員紹介（研究分野）	47
1) 専任教員	49
2) 特別研究担当教員	56
3) 兼任教員・非常勤講師	57
VI 諸規程	59
1. 椙山女学園大学大学院学則	61
2. 椙山女学園大学大学院の目的に関する規程	79
3. 椙山女学園大学大学院学位規準	80
4. 椙山女学園大学大学院科目等履修生規準	89
5. 椙山女学園大学大学院聴講生規準	91
6. 椙山女学園大学大学院研究生規準	92
7. 椙山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン	94

別刷 時間割

2023年度 人間関係学研究科 行事予定表

2023	月	火	水	木	金	土	日
3月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
4月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
5月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
6月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
8月	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
10月	25	26	27	28	29	30	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
11月	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
12月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
2024 1月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
2月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
3月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	4	5	6	7	8	9	10
3月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

I 人間関係学研究科の沿革・概要・目的

人間関係学研究科の沿革・概要・目的

椋山女学園は、明治38年創設以来「人間になろう」という教育理念に基づき、より高度な教育を受ける機会を女性に開き、文化の創造と人類福祉に積極的に貢献することを目標に掲げて努力を続けてきました。昭和24年には大学家政学部（平成3年、生活科学部に名称変更）を発足させ、同47年に文学部、同62年に人間関係学部を設置しました。昭和52年には家政学部（現・生活科学部）を基盤とした大学院家政学研究科修士課程を開設し、平成11年にこれを生活科学研究科に改組拡充するなど、教育研究の領域を拡大するとともに、関連する専門学術の領域において指導的役割を果たす人材の育成に力を注いできました。

平成12年には、人間関係学部を基盤にした大学院人間関係学研究科修士課程を開設しました。人間関係学を基盤とした日本で最初の大学院として当初は臨床心理学、社会学、教育学の3領域体制で出発し、令和4年には、社会学領域と教育学領域を廃止し、新たに人間共生領域を創設しました。このように時代の変化に対応しながら、本研究科は、さまざまな人間関係の問題に的確に対処できる高度な専門的職業人の養成を通して、人々の自己実現、自己開発の努力に援助の手を差し伸べることのできる人材、すなわち臨床心理相談、地域・福祉の公共政策、企業の人事・研修、学校教育・生涯教育等に係わる高度な専門的職業人の養成を通して、人類社会の発展と福祉に貢献することをめざしています。

<専門領域>

●臨床心理学領域

現代社会に生きる人間の発達、適応、精神保健の障害に関する心理的支援を行うための知識を追究します。実践的、実用的知識を修得する機会を設けるため、地域に開かれた相談室を開設するとともに、さまざまな学外の施設での実習の機会を提供します。

●人間共生領域

性別、性的指向、民族、言語、障害など、さまざまな違いがある人が、対等な存在として、ともに認め合い、支え合う生き方を追求します。社会が抱える課題を多角的にとらえるとともに、自己実現が可能となる共生社会をデザインするための多様なアプローチを理論的実践的に修得することをめざします。

<特色>

○社会人・職業人の積極的な受け入れ

余暇の増大、高学歴化、情報化、国際化の進展などに伴い、生涯学習へのニーズが増大するなか、本研究科では、昼夜開講制の導入などによって、社会人・職業人に対して積極的に門戸を開きます。

○効果的かつ多様な履修体系

前期・後期の半期集中で行う Semester 制、昼夜開講制、長期履修制度、科目等履修生制度および研究生制度を導入することにより、効果的で多様な履修形態を可能にしています。

但し、臨床心理学領域の学生で、公認心理師・臨床心理士受験資格の取得を希望する場合は、夜間のみの履修で受験資格に必要な単位を修得することはできません。

○効果的な教育方法

複数の教員による指導が可能な事例研究法や研究報告会方式を導入するとともに、実践による学習を積極的にすすめるなど、効果的な教育方法を導入しています。

○継続的で多面的な論文指導

特別研究や研究指導の時間、各 Semester ごとの研究報告会、オフィスアワーなどを通して、継続的かつ多面的な指導を展開しています。

○公認心理師・臨床心理士受験資格

本研究科は、国家資格である「公認心理師」養成に対応したカリキュラムになっています。また財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士第1種指定大学院でもあります。臨床心理学領域の学生で、一定条件を満たして修了した学生のみなさんは、修了と同時にこれらの受験資格が得られます。

○教員免許

中学校の「社会」や高等学校の「公民」「地理歴史」の専修免許状を取得できます。

○各専門分野の枠をこえた履修が可能

臨床心理学領域の特定の授業科目を除き、領域を越えて学際的選択履修が可能です。

<目的>

○人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成します。

○人間関係学専攻修士課程は、前文に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する教育研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師・臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成します。

Ⅱ 人間関係学研究科のカリキュラム・
ポリシー ディプロマ・ポリシー

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人間関係学研究科は、教育目標を実現するために、次の点を意図したカリキュラムを組み立てます。

1. 専門領域を越えて学際的に学べる教育プログラムを構成し、また人間関係の諸問題に関わるがゆえに、研究において高い倫理性と強い責任感が培われることをめざす。
2. 臨床心理学領域では、公認心理師・臨床心理士を養成するための講義と実践実習からなるカリキュラムを構成している。学内外の施設で実践的な臨床心理相談の研修実習を積むと同時に、綿密なケース・カンファレンスと充実した継続的なスーパーヴィジョンのシステムにより、知識と実践の効果的融合を図る。
3. 人間共生領域では、社会が抱える課題を多角的にとらえるとともに、自己実現が可能となる共生社会をデザインするための多様なアプローチを理論的実践的に修得することをめざす。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間関係学研究科は、「人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門的職業人」の養成を目的としています。こうした人材を育成するために、本研究科は、臨床心理学及び人間共生に関する教育研究を通して、人間と人間関係に関する幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための適切な能力を身につけた人に修士の学位を授与します。

Ⅲ 研究倫理

「研究倫理」：レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たっての注意

研究倫理教育の必要性

昨今、研究論文のデータ捏造などの研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっています。大学生・大学院生の皆さんは、「コピペ」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、これも研究活動上の他人の文章の盗用にあたり、社会問題の一つとして厳しい処分を受けることになります。

私たちの社会は、研究活動を通じて身の回りにある事象を正しく見て、正しく考え、正しく対処することの繰り返しによって成り立ち、今日の科学技術の発展に繋がっています。もし、不正行為がまかり通ってしまえば、間違った情報による結果を利用することになり、私たち自身が大きな被害を受けることにもなります。

こうした社会的信頼を失わないためにも、基本となる研究活動の取り組み方を考える必要があります。

椋山女学園大学では、研究倫理教育という考えのもと、正しい研究活動への取り組みが行われるよう支援を行っています。

<研究活動における不正行為とは何か？>

「研究活動による不正行為」とは、研究成果の内容に、データや調査結果等の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用を行うことです。以下の不正行為は、授業等で課題として提出するレポートにも該当し、適用されます。

①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することです。実際に行っていない実験の結果や原資料収集処理の結果等をでっち上げることを言います。

②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。研究活動成果のつじつま合わせをすることを言います。

③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。他の研究者の文章や図版を引用する際に、引用元（出典元）を明記せず、自分の考えとして作成（発表）することを言います。「コピペ」もこれに当たります。

④二重投稿

他の学術誌等に既発表（学会の口頭発表は含まれません。）又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

⑤不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されないこと。論文の作成に関わった著作者、共著者、実験やデータの分析に関わった人は、すべて掲載することが求められています。これらの人々が掲載されないことを指しています。

＜研究活動の基本事項＞

レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たり、調査や研究に取り組むこととなりますが、その中に、意図的でないにしろ、不正行為となってしまう例が多々ありますので、以下のことを踏まえて、研究活動を進めていきましょう。

①研究を行うに当たっての責任

研究を行うに当たっては、関係法令や本学の諸規程を遵守するとともに、社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行わなければなりません。

②情報・データの収集及び管理

研究に関する情報やデータは、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により、収集、保管を行わなければなりません。

③インフォームド・コンセント

人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（被験者）に対し、事前に研究の目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の同意を得る必要があります。

④個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令や本学の諸規程を遵守し、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等の適正な取扱いに努めるとともに、資料、情報、データ等の管理に万全を期し、他に漏らしてはなりません。

⑤研究機器、薬品等の安全管理

研究実験で研究装置・機器、薬品及び材料等を使用する場合は、関係法令や本学の諸規程を遵守し、その安全管理に努めるとともに、責任をもって処理しなければなりません。

⑥研究成果の公表等

研究の遂行及び成果の発表では、他者の知的財産の侵害、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ等の不正な行為を行ってはなりません。

⑦差別、ハラスメントの排除

研究活動のすべてにおいては、個人の人格及び自由を尊重し、属性、思想、信条等による差別、ハラスメント行為を行ってはなりません。

以上

IV 履修要項

1) 授業時間

学期は前期、後期の2期とします。各週は月曜日より土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

時 限	授業時間	キャンパス
第 1 時 限	9 : 10～10 : 40	日進キャンパス
第 2 時 限	10 : 50～12 : 20	
第 3 時 限	13 : 20～14 : 50	
第 4 時 限	15 : 00～16 : 30	
第 5 時 限	16 : 40～18 : 10	
第 6 時 限	18 : 30～20 : 00	サテライトキャンパス

2) 授業の出欠席

授業は原則としてすべて出席することが求められます。欠席が授業回数の3分の1を超えるときは、その授業科目の単位が与えられないことがあります。

また、本学では「公欠制度」はありません。欠席の扱いは、各教科の担当教員に一任されていますので、欠席理由のある場合は、直接担当教員に申し出てください。ただし、数週間にわたる入院など、教員と連絡を取ることが不可能な場合、教務係がこれに代わることがあるため、早期の連絡を心がけるようにしてください。

3) 休講

学内行事や教員の公務等により授業が休講となる場合には、担当教員からの連絡があり次第、S*map 授業情報または掲示にて通知します。休講の通知がなく、始業時間から30分以上経過しても担当教員の教室への出講がない場合には、教務係の指示に従ってください。休講回数によって、補講を行うことがあります。

また、災害などの緊急時における授業の実施については原則として【4) 災害時等の授業及び試験等の対応】に従います。

4) 災害時等の授業及び試験等の対応

台 風		
愛知県尾張東部地域または、同地域内のいずれかの市町村において暴風警報が発令された場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在で発令されている場合	1・2限休講
	午前11時現在で発令されている場合	すべて休講
在校中、上記地域に暴風警報が発令された場合	授業や試験または大学行事は、大学の指示により、休講または中止となります。	

■注意事項

1. 暴風警報が通学範囲内に発令されている場合、学生は登校を控えてください。
2. 暴風警報以外の警報発令時において交通機関が運休した場合、または身体の危険を感じた場合も、学生は無理な登校をしないでください。
3. 以上の場合には後日、遅滞なく担当教員に申し出てください。

●尾張東部地域：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
※授業や試験または大学行事中に休講または中止となった場合は、各授業担当者または大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

地震			
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合	災害対策本部からの指示があるまで待機してください。 授業や試験又は大学行事がある場合は指示があるまで中断となります。		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）が発令された場合	在校中の場合	授業や試験又は大学行事は直ちに打ち切られます。 避難については教職員の指示に従ってください。	授業再開など、その後の対応はホームページ、S*map、災害伝言ダイヤルなどで案内します。
	在校中でない場合	授業や試験又は大学行事を中止あるいは延期します。 登下校中の場合は直ちに帰宅してください。ただし、状況に応じて大学又は最寄りの避難場所に避難してください。	

※授業や試験または大学行事中に休講または中止となった場合は、各授業担当者または大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

交通機関のストライキ		
名鉄（電車・バス）、名古屋市営交通（地下鉄・バス）のいずれかが、ストライキを実施した場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在でストライキが継続している場合	1・2限休講
	午前11時現在でストライキが継続している場合	すべて休講

交通機関の運休等の場合	
何らかの事情により交通機関が運休になる場合	授業や試験または大学行事は、大学の指示により、休講または中止とする場合があります。

5) その他留意事項

(1) 窓口取扱時間

本研究科の事務取扱時間は、下記のとおりです。夏・冬・春季休業期間など、取扱時間を変更する場合は、別途連絡します。

キャンパス	取扱時間
日進キャンパス	平日 9:00～17:30
日進キャンパス事務課	土曜日 9:00～13:00 ※
サテライトキャンパス事務室	平日 18:00～20:00

※土曜日は、3時限まで開講の場合は15:00まで延長します。

(2) 掲示・連絡

学生への伝達、連絡事項は、すべてS*mapまたは掲示で行います。呼び出し等があれば、早急に関係部署と連絡を取らなくてはなりません。

※S*map（エス・マップ）について

椋山女学園大学での学生生活に関して、みなさんの知りたい情報や履修登録他、各種登録・連絡についてはWeb（インターネット）を通じて行います。学内のみならず学外からの利用も可能です。

お知らせや休講連絡・教職員からの呼び出し、授業予定など毎日必ずチェックするようにしてください。携帯電話等に情報を転送することもできます。

URL https://portal.sugiyama-u.ac.jp/s_map/

※スクールバス時刻表の情報は、ホームページでも確認することができます。

URL <http://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/campus/life/pass/bus/>

※緊急の連絡事項が生じた場合以外、電話による問い合わせ（行事予定、休講、成績、スクールバス等）には、対応することができません。

(3) 学籍の異動

休学・退学または復学を希望する場合は、事前に指導教員に相談してください。指導教員との面談の後、教務係より各諸願（届）用紙を受け取ってください。休学および復学する場合は、履修登録のスケジュール等について事前に教務係に確認してください。

学籍異動の種類	手続の方法	手続期間
休学	<ul style="list-style-type: none"> ・病気、その他やむを得ない事由により修学を一時的に中止しようとする場合は、「休学願」を提出してください。 ・病気のときは「休学願」に医師の診断書を添付してください。 ・休学期間中の授業料等は徴収しません。ただし、在籍料として年間100,000円（半期50,000円）を、半期ごとに徴収します。 	各学期の始まる2ヶ月前まで
復学	<ul style="list-style-type: none"> ・休学の事由が解消して修学に復する場合は、「復学願」を提出してください。 	前期：前年度1月末まで 後期：7月末まで
退学	<ul style="list-style-type: none"> ・退学を願い出る場合は、「退学願」を提出してください。 ・「退学願」提出の際、学生証は学生係に返納しなければなりません。 	

※休学、復学、退学が許可された者には通知書を交付します。

(4) 各種証明書の取扱い

主な証明書は以下のとおりです。

証明書の種類	手数料	取扱窓口	備 考
在学証明書	200円	教務係	証明書自動発行機で即日発行
修了見込証明書	200円		
成績証明書〔和文〕	200円		
成績証明書〔英文〕	200円	医務室	証明書自動発行機にて予約票を発行。発行は申込日より一週間後となります。
健康診断証明書	200円	医務室	証明書自動発行機で即日発行。発行機から出力されない場合は医務室へ申し出てください。
学割証	無料	学生係	証明書自動発行機で即日発行。一人あたり年間20枚まで発行可能
学生証再発行	1000円		証明書自動発行機で申込書を出し、必要事項を記入の上、学生係へ提出。発行は申込日より2日以降となります。

※証明書自動発行機は日進キャンパス5号棟1階ロビー、星が丘キャンパス学園センター2階学生サービスフロア内にあります。

6) 課程修了の要件

1. カリキュラムの構成と修了要件

(1) カリキュラムの構成

本研究科の授業科目はすべて、前期・後期の半期集中で行う Semester 制で開講されます。教育課程の編成にあたっては、授業科目群として、研究基礎科目、研究発展科目、事例研究科目および特別研究を開設します。

- 研究基礎科目・・・人間関係論Ⅰ、Ⅱを開設します。人間関係論Ⅰ、Ⅱは、人間関係へ各領域がどのようにアプローチするかを修得することを目指しています。
- 研究発展科目・・・各領域の研究を深化させることを目指した特講・演習・実習科目を開設します。
- 事例研究科目・・・臨床心理学、人間共生の各領域における問題とその研究法を事例的に追求する事例研究Ⅰ、事例研究Ⅱを開設します。
- 特別研究・・・研究基礎科目、研究発展科目、事例研究科目で修得した専門的、学際的な知見や研究能力を基礎にして、学生独自の問題意識に支えられた研究課題を解明するものであり、課題に応じて最適の教員のもとに十分な研究（修士論文完成）を遂行できることを狙いとします。

(2) 修了要件

人間関係学研究科人間関係学専攻修士課程を修了するためには、本研究科において所定の期間在学し、開設科目から 31 単位以上修得し、かつ修士論文を提出して最終試験に合格しなければなりません。

(3) 単位制度

1. 単位制および単位数

大学院における教育課程は、単位制を採用しています。各科目について一定の基準で定められている単位を修得する制度のことです。単位は、試験やその他の方法の課題に合格することにより与えられます。また、1単位の修得には教室内の授業と教室外における準備・復習のための学修をあわせて、45時間の学習時間を必要とします。

科目の種類	単位計算規準	単位数
講義	毎週2時間（1コマ）の授業×15週	2
演習		2
実験・実習	毎週3時間（1.5コマ）の授業×15週	1

2. 成績の評価

成績評価は、以下のとおりです。

判定	合格				不合格
	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
評価	S	A	B	C	D

3. 学位審査方法

審査方法は、論文指導担当教員1名を主査とし、研究科委員会で選出する2名を副査とする審査委員会により、合議制による審査および最終試験を行います。

研究科の課程を修了した学生に、次の学位を授与します。

- 人間関係学研究科 … 修士（人間関係学）

(4) 留意事項

1. 「人間関係論」「事例研究」および「特別研究」は、各自の所属する領域で開講しているものを履修することを原則とします。
2. 本研究科の学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成等について指導教員の指導を受けるものとします。ただし、指導教員の許可を得て指導教員以外の当該領域教員や他領域の教員の指導を受けることができます。

授業科目一覧

*印 - 臨床心理学領域の学生のみ履修することができます。

授 業 科 目		単位数	備 考
研究基礎 科 目	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究）	2	} 1科目2単位以上選択履修
	人間関係論Ⅱ（人間共生研究）	2	
研 究 発 展 臨 床 心 理 学 領 域	臨床心理学特講Ⅰ	* 2	} 12科目24単位以上 選択履修
	臨床心理学特講Ⅱ	* 2	
	心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	* 2	
	心理療法特講Ⅱ	* 2	
	臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）	* 2	
	臨床心理査定演習Ⅰ	* 2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	* 2	
	臨床心理学基礎実習Ⅰ	* 1	
	臨床心理学基礎実習Ⅱ	* 1	
	臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習IA）	* 2	
	心理実践実習ⅠB	* 1	
	心理実践実習ⅡA	* 2	
	心理実践実習ⅡB	* 1	
	心理実践実習ⅡC	* 1	
	心理実践実習ⅢA	* 1	
	心理実践実習ⅢB	* 1	
	心理実践実習ⅢC	* 1	
	臨床心理学実習Ⅱ	* 1	
	心理学研究法特講	2	
	臨床心理学特別演習	* 2	
	発達心理学特講	2	
	比較行動学特講	2	
	社会心理学特講	2	
	産業・組織心理学特講（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	* 2	
	犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	* 2	
	精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
	障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）	* 2		
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	* 2		
心の健康教育に関する理論と実践	* 2		
科 目 人 間 共 生 領 域	家族社会論特講	2	
	コミュニティ論特講	2	
	福祉社会論特講	2	
	生命倫理学特講	2	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講	2	
	障害者福祉論特講	2	
	子ども論特講	2	
	ライフステージ論特講	2	
	教育社会学特講	2	
	学校教育臨床特講	2	
	生活経済論特講	2	
	社会保障論特講	2	
	比較文化論特講	2	
	メディア文化論特講	2	
	対話技法論特講	2	
	フィールドワーク論特講	2	
社会・教育調査演習	2		
事例研究 科 目	事例研究Ⅰ	* 2	} 1科目2単位以上選択履修
	事例研究Ⅱ	2	
特別研究Ⅰ		1	必修
特別研究Ⅱ		1	
特別研究Ⅲ		1	
計		96	31（修了必要単位数）

2. 履修モデル

本研究科は高度専門職業人の養成を目指すものです。修了後の進路については、大別して次の2つの分野（モデルA、B）を想定しています。次のページからの各モデルの対象科目を参考してください。

モデルA

＜さまざまな場における心理に関する支援に関与しうる専門家の養成＞

職場や教育現場におけるメンタルヘルスケアは現実に対面している大きな課題の一つであり、特に履修モデルAを中心に学修した学生については公認心理師・臨床心理士資格を取得し、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働など、さまざまな現場における心理に関する支援に携わる専門家としての活躍を期待しています。ただし大学での公認心理師受験資格科目の履修の有無等によって、履修モデルAは下位の2つに分れます。

A-1 公認心理師と臨床心理士の双方の資格を目指す。

A-2 臨床心理士の資格のみを目指す。

モデルB

＜共生社会の実現をめざす社会的支援に関与しうる専門家の養成＞

社会構造の変化に伴い、社会課題は多様化・複雑化しています。そして、家族、地域社会、職場など人々の生活の場面において、さまざまな違いのある人が、対等な存在として、ともに認め合い支え合う「共生」の実現が求められています。特に履修モデルBを中心に学修した学生については、ライフスタイルやコミュニティデザインに関する専門的知識を修得し、社会的支援に関わる専門家としての活躍を期待します。

名称	モデル A-1	モデル A-2
ねらい	「公認心理師」と「臨床心理士」の養成	「臨床心理士」の養成

区分	授業科目名	単位	授業科目名	単位
研究基礎科目	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究）	2	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究）	* 2
研究発展科目	臨床心理学特講Ⅰ	* 2	臨床心理学特講Ⅰ	* 2
	臨床心理学特講Ⅱ	* 2	臨床心理学特講Ⅱ	* 2
	心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	* 2	心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	* 2
	心理療法特講Ⅱ	* 2	心理療法特講Ⅱ	* 2
	臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）	* 2	臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）	* 2
	臨床心理査定演習Ⅰ	* 2	臨床心理査定演習Ⅰ	* 2
	臨床心理査定演習Ⅱ	* 2	臨床心理査定演習Ⅱ	* 2
	心理学研究法特講	2	心理学研究法特講	2
	発達心理学特講	2	発達心理学特講	2
	比較行動学特講	2	比較行動学特講	2
	産業・組織心理学特講（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	* 2	社会心理学特講	2
	犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	* 2	精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	* 2	臨床心理学基礎実習Ⅰ	* 1
	障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）	* 2	臨床心理学基礎実習Ⅱ	* 1
	学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）	* 2	臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）	* 2
	臨床心理学基礎実習Ⅰ	* 1	臨床心理学実習Ⅱ	* 1
	臨床心理学基礎実習Ⅱ	* 1		
	臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）	* 2		
	臨床心理学実習Ⅱ	* 1		
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	* 2		
	心の健康教育に関する理論と実践	* 2		
	心理実践実習ⅠB	* 1		
	心理実践実習ⅡA	* 2		
	心理実践実習ⅡB	* 1		
	心理実践実習ⅡC	* 1		
	心理実践実習ⅢA	* 1		
心理実践実習ⅢB	* 1			
心理実践実習ⅢC	* 1			
事例研究科目	事例研究Ⅰ	* 2	事例研究Ⅰ	* 2
特別研究	特別研究Ⅰ	1	特別研究Ⅰ	1
	特別研究Ⅱ	1	特別研究Ⅱ	1
	特別研究Ⅲ	1	特別研究Ⅲ	1
修士論文	修士論文の審査および最終試験		修士論文の審査および最終試験	
合計	33科目	54	21科目	36

名称	モデル B
ねらい	ライフスタイルやコミュニティデザインに関する専門的知識の修得および社会的支援の専門家の養成をめざす。

区分	授業科目名	単位
研究基礎科目	人間関係論Ⅱ（人間共生研究）	2
研究発展科目	家族社会論特講	2
	コミュニティ論特講	2
	福祉社会論特講	2
	生命倫理学特講	2
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講	2
	障害者福祉論特講	2
	子ども論特講	2
	ライフステージ論特講	2
	教育社会学特講	2
	学校教育臨床特講	2
	生活経済論特講	2
	社会保障論特講	2
	比較文化論特講	2
	メディア文化論特講	2
	対話技法論特講	2
	フィールドワーク論特講	2
	社会・教育調査演習	2
事例研究科目	事例研究Ⅱ	2
特別研究	特別研究Ⅰ	1
	特別研究Ⅱ	1
	特別研究Ⅲ	1
修士論文	修士論文の審査および最終試験	
合計	22科目	41

【履修方法概念図】

〈臨床心理学領域〉

公認心理師・臨床心理士の両方の資格取得を目指す場合、1年次の標準履修単位数は40単位程度、2年次の標準履修単位数は10単位程度とします。

1年次		2年次	
前期	後期	前期	後期
22科目 40単位程度		9科目 10単位程度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 1科目 2単位必修 事例研究科目 1科目 2単位選択必修 研究基礎科目、研究発展科目から 18科目 34単位程度選択 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 1単位必修 1単位必修 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究発展科目、事例研究科目から 8科目 9単位程度選択 特別研究Ⅲ 1単位必修 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 修士論文 </div> <p style="text-align: right;">修了所要単位 31単位以上</p>	

○長期履修学生の場合

1～2年次の標準履修単位数は40単位程度、3年次の標準履修単位数は10単位程度とします。

1年次		2年次		3年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
14科目 26単位程度		8科目 14単位程度		9科目 10単位程度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 1科目 2単位必修 事例研究科目 1科目 2単位選択必修 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 12科目 22単位程度選択 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 6科目 12単位 程度選択 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 1単位必修 1単位必修 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 8科目 9単位 程度選択 特別研究Ⅲ 1単位必修 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 修士論文 </div> <p style="text-align: right;">修了所要単位 31単位以上</p>	

【履修方法概念図】

〈人間共生領域〉

1年次の標準履修単位数は20単位程度、2年次の標準履修単位数は10単位程度とします。

1年次		2年次	
前期	後期	前期	後期
12科目23単位程度		5科目8単位程度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 1科目2単位必修 事例研究科目 1科目2単位選択必修 研究基礎科目、研究発展科目 から 9科目18単位程度選択 特別研究Ⅰ 1単位必修 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特別研究Ⅱ 1単位必修 特別研究Ⅲ 1単位必修 研究発展科目、事例研究科目 から 3科目6単位程度選択 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 修士論文 </div>	
		修了所要単位 31単位以上	

○長期履修学生の場合

1年次の標準履修単位数は14単位程度、2年次の標準履修単位数は12単位程度、3年次の標準履修単位数は4単位程度とします。

1年次		2年次		3年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
7科目14単位程度		7科目13単位程度		3科目4単位程度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研究基礎科目 1科目2単位必修 事例研究科目 1科目2単位選択必修 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 5科目10単位程度選択 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特別研究Ⅰ 1単位必修 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 6科目12単位 程度選択 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特別研究Ⅱ 1単位必修 特別研究Ⅲ 1単位必修 研究基礎科目 } 研究発展科目 } から 1科目2単位 程度選択 </div>	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 修士論文 </div>	
				修了所要単位 31単位以上	

3. 取得可能な免許・資格

本研究科で、所定の単位等を修得することにより取得できる免許・資格は次のとおりです。

中学校教諭専修免許状（社会）	*すでに一種免許状を取得していることを条件とします。
高等学校教諭専修免許状（地理歴史）	*すでに一種免許状を取得していることを条件とします。
高等学校教諭専修免許状（公民）	*すでに一種免許状を取得していることを条件とします。
臨床心理士（受験資格）	*臨床心理学領域において必要科目を単位取得し、修了することを条件とします。
公認心理師（受験資格）	*臨床心理学領域において必要科目を単位取得し、修了することを条件とします。
専門社会調査士	*必要科目を単位取得し、論文審査に合格することを条件とします。

教育職員免許状

教育職員専修免許状の取得を目指す学生は、教職課程カリキュラム（P.27～P.29）を参考に、履修計画を立ててください。

（1）本研究科で取得できる免許状の種類

本研究科では以下の教育職員免許状を取得することができます。

研究科	専攻	免許種・教科
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史） 高等学校教諭専修免許状（公民）

（2）教育職員免許状取得までの事務手続スケジュール

	2年履修	3年履修	期日・期限	
			4月入学者	9月入学者
教職課程登録ガイダンス	1年	1年	4月上旬	個別に説明
教職課程履修届の提出	1年	1年	前期履修登録締切	後期履修登録締切
公立学校教員採用試験（1次）	2年	3年	7月	7月
公立学校教員採用試験（2次）	2年	3年	8月	8月
教育職員免許状申請ガイダンス	2年	3年	11月下旬	個別に説明
教育職員免許状の交付	2年	3年	修了式	個別に説明

（3）教職課程で必要となる費用

教職課程の履修にあたっては、主に次の費用が必要となります。

種類	金額	納入時期
教職課程履修費 ※1	14,000円	1年次4月
教育職員免許状発行手数料（1免許につき）※2	3,400円	修了予定年度の11月

※1 椋山女学園大学で在学中に教職課程を履修し、教職課程履修費を納入した者は不要です。

※2 愛知県教育委員会に納入する手数料となります。

(4) 教育職員免許状取得のための基礎資格と必要単位数

免許状の種類	基礎資格	研究科における最低修得単位数
		大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24

【教職課程カリキュラム表】

中学校教諭専修免許状（社会）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目 ※1	単位数	免許状に付記する分野名 ※2		備考	
			臨床心理学	人間共生		
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	人間関係論Ⅱ（人間共生研究） 家族社会論特講 福祉社会論特講 生命倫理学特講 ジェンダー・セクシュアリティ論特講	2 2 2 2 2		○ ○ ○ ○ ○	24単位以上選択履修
	教育の基礎的理解に関する科目	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究） 臨床心理学特講Ⅰ * 臨床心理学特講Ⅱ * 臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践） * 臨床心理学基礎実習Ⅰ * 臨床心理学基礎実習Ⅱ * 臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA） * 臨床心理学実習Ⅱ * 発達心理学特講 障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開） 学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開） * 障害者福祉論特講 教育社会学特講 学校教育臨床特講 社会・教育調査演習	2 2 2 2 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	ライフステージ論特講	2		○		
	対話技法論特講	2		○		

(2022年度以降入学生適用)

※1 *印の科目は臨床心理学領域の学生のみ履修することができる。

※2 該当科目(○印)を12単位以上修得した場合、免許状に当該分野名「臨床心理学」又は「人間共生」が付記される。

高等学校教諭専修免許状（地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数		本学の開設授業科目 ※1	単位数	免許状に付記する分野名 ※2		備考
				臨床心理学	人間共生	
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	コミュニティ論特講 比較文化論特講 フィールドワーク論特講	2 2 2		○ ○ ○	24単位以上選択履修
	教育の基礎的理解に関する科目	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究） 臨床心理学特講Ⅰ * 臨床心理学特講Ⅱ * 臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践） * 臨床心理学基礎実習Ⅰ * 臨床心理学基礎実習Ⅱ * 臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA） * 臨床心理学実習Ⅱ * 発達心理学特講 障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開） 学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開） * 障害者福祉論特講 教育社会学特講 学校教育臨床特講 社会・教育調査演習	2 2 2 2 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	ライフステージ論特講 対話技法論特講	2 2		○ ○	

(2022年度以降入学生適用)

※1 *印の科目は臨床心理学領域の学生のみ履修することができる。

※2 該当科目(○印)を12単位以上修得した場合、免許状に当該分野名「臨床心理学」又は「人間共生」が付記される。

高等学校教諭専修免許状（公民）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目 ※1	単位数	免許状に付記する分野名 ※2		備考	
			臨床心理学	人間共生		
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	人間関係論Ⅱ（人間共生研究）	2		○	24単位以上選択履修
		心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）*	2			
		心理療法特講Ⅱ	2			
		臨床心理査定演習Ⅰ	2			
		臨床心理査定演習Ⅱ	2			
		心理学研究法特講	2			
		社会心理学特講	2			
		家族社会論特講	2		○	
		福祉社会論特講	2		○	
		生命倫理学特講	2		○	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講	2		○		
	教育の基礎的理解に関する科目	人間関係論Ⅰ（臨床心理学的研究）	2	○		
		臨床心理学特講Ⅰ*	2	○		
		臨床心理学特講Ⅱ*	2	○		
		臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）*	2	○		
		臨床心理学基礎実習Ⅰ*	1			
		臨床心理学基礎実習Ⅱ*	1			
		臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）*	2			
		臨床心理学実習Ⅱ*	1			
		発達心理学特講	2			
障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	○			
学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）*	2	○				
障害者福祉論特講	2		○			
教育社会学特講	2		○			
学校教育臨床特講	2		○			
社会・教育調査演習	2		○			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	ライフステージ論特講	2		○		
	対話技法論特講	2		○		

（2022年度以降入学生適用）

※1 *印の科目は臨床心理学領域の学生のみ履修することができる。

※2 該当科目（○印）を12単位以上修得した場合、免許状に当該分野名「臨床心理学」又は「人間共生」が付記される。

公認心理師（受験資格）

公認心理師とは、2017年9月15日に施行された「公認心理師法」に基づく国家資格です。受験資格の原則は、「大学および大学院で、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修了した者」であり、公認心理師法で指定されている条件を本研究科に適用すると、以下のようになります。

- ①臨床心理学領域に入学すること。
- ②大学で必要な科目を履修していること。
- ③同領域の必修科目のほかに、別表に該当する科目をすべて修得すること。
- ④公認心理師（受験資格）を希望する者は、次の費用が必要です。

種類	金額	納入時期
臨床心理学領域履修費（臨床心理士・公認心理師）	25,000円	1年次4月
実習施設への委託費用	実習施設によって異なります。 別途お知らせします。	

【公認心理師（別表）】

臨床心理学領域の学生で、修了時に公認心理師の受験資格取得を希望するものは、本学において修得すべき公認心理師に関する下記科目の単位をすべて修得しなければなりません。

大学院における必要な科目		本学開講科目	単位数
心理実践科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
	③教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・組織心理学特講（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
	⑦心理支援に関する理論と実践	心理療法特講Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2
実習科目	⑩心理実践実習（450時間以上）	臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）	2
		心理実践実習ⅠB	1
		心理実践実習ⅡA	2
		心理実践実習ⅡB	1
		心理実践実習ⅡC	1
		心理実践実習ⅢA	1
		心理実践実習ⅢB	1
	心理実践実習ⅢC	1	

⑩心理実践実習（450時間以上）の内訳

留意点		分野	対応する実習科目	時間
担当ケースに関する実習	学外：必修 * 90時間以上必須 * 医療機関必須	保健医療	心理実践実習ⅠA、ⅡA	計 180
		福祉		
		教育	心理実践実習ⅢA	45
	学内：必修 併設心理相談室 * 180時間以上必須	—	心理実践実習ⅠB、ⅡB、ⅡC、ⅢC	計 205
			心理実践実習ⅢB	45
他	学外（見学）	産業・労働	心理実践実習ⅠA	7.5
				計 482.5

※希望者のみ

留意点		分野	対応する実習科目	時間
他	学外（見学）	司法・犯罪	心理実践実習ⅠA	10

(注1) 臨床心理学実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）及び心理実践実習ⅡAでは、保健医療、福祉、教育の3分野から1分野ずつ選択（保健医療は必須）。

(注2) 保健医療、福祉、教育分野の実習は、実習先により時間数は異なります。

(注3) 上記に記載されている各分野の実習時間は、今後変更される可能性もあります。

臨床心理士 (受験資格)

臨床心理士とは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証資格です。受験資格の原則は、「心理学を専攻する大学院修士課程を修了した後、1年以上の心理臨床経験を有する者」であり、協会によって指定されている条件を本研究科に適用すると、以下のようになります。

- ①臨床心理学領域に入学すること。
- ②同領域の必修科目のほかに、次ページの別表A～E群に該当する科目を各2単位以上（すなわち1科目以上）、計10単位以上を選択履修すること。
ただし、本研究科で開講されている各群の科目は次のとおりです。

A群：「心理学研究法特講」「臨床心理学特別演習」

B群：「発達心理学特講」「比較行動学特講」

C群：「社会心理学特講」「産業・組織心理学特講（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）」
「犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）」

D群：「精神医学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）」「障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）」

E群：「事例研究Ⅰ」「臨床心理査定特講（心理的アセスメントに関する理論と実践）」

- ③毎週の事例会議に出席し、心理実践実習ⅢB（スーパーヴィジョン）を受け、学内外で臨床経験を積むことが必要です。
- ④本研究科は第1種指定大学院に指定されているので、「課程修了後1年以上」の心理臨床経験が免除されます。
- ⑤臨床心理士（受験資格）を希望する者は、次の費用が必要です。

種類	金額	納入時期
臨床心理学領域履修費（臨床心理士・公認心理師）	25,000円	1年次4月
実習施設への委託費用	実習施設によって異なります。 別途お知らせします。	

【臨床心理士（別表）】

臨床心理学領域の学生で、修了時に臨床心理士の受験資格取得を希望する者は、本学において修得すべき臨床心理士に関する科目の単位を修得しなければなりません。

科目区分		単位数	本学開講科目	単位数	
必修科目	1	臨床心理学特論	4	臨床心理学特講Ⅰ	2
			臨床心理学特講Ⅱ	2	
	2	臨床心理面接特論	4	心理療法特講Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2
			心理療法特講Ⅱ	2	
	3	臨床心理査定演習	4	臨床心理査定演習Ⅰ	2
			臨床心理査定演習Ⅱ	2	
	4	臨床心理基礎実習	2	臨床心理学基礎実習Ⅰ	1
			臨床心理学基礎実習Ⅱ	1	
	5	臨床心理実習	3	臨床心理学実習Ⅰ(心理実践実習ⅠA)	2
				臨床心理学実習Ⅱ	1
計				19	
選択科目	A群	心理学研究法特論 心理統計法特論 臨床心理学研究法特論	2以上	心理学研究法特講	2
				臨床心理学特別演習	2
	B群	人格心理学特論 発達心理学特論 学習心理学特論 認知心理学特論 比較行動学特論 教育心理学特論	2以上	発達心理学特講	2
				比較行動学特講	2
	C群	社会心理学特論 人間関係学特論 社会病理学特論 家族心理学特論 犯罪心理学特論 臨床心理関連行政論	2以上	社会心理学特講	2
				産業・組織心理学特講 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
				犯罪心理学特講 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	D群	精神医学特論 心身医学特論 神経生理学特論 老年心理学特論 障害者(児)心理学特論 精神薬理学特論	2以上	精神医学特講 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
				障害者心理学特講 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
				事例研究Ⅰ	2
E群	投影法特論 心理療法特論 学校臨床心理学特論 グループ・アプローチ特論 臨床心理地域援助特論	2以上	臨床心理査定特講 (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	
			計	10以上	

専門社会調査士

専門社会調査士の資格取得を目指す学生は、「専門社会調査士認定科目（H・I・J）」の単位すべてを修得し、学生自身で行った調査に基づく論文（修士論文等）を提出し、社会調査協会において審査を受けなければなりません。また、申請には社会調査士の資格をすでに取得していること、又は社会調査士資格取得の申請を同時におこなうことが必要です。

なお、後者の場合、G科目の単位取得は不要です。

※本研究科で開講されている「専門社会調査士認定科目（H・I・J）」は次のとおりです。

H：「社会・教育調査演習」 I：「心理学研究法特講」 J：「フィールドワーク論特講」

7) 修士課程の学位審査について

1. 修士論文の提出について

修士論文を提出し、論文審査および最終試験を受けることを希望する場合は、次の手続を行ってください。日程の詳細は、ジャーナルでお知らせします。

事項	提出物	提出期限
		3月修了生（9月修了生は別途案内）
審査時期・論文タイトル・指導教員を申請する。	「修士論文提出に関する届」	7月中旬（臨床心理） 10月中旬（人間共生）
「学位論文審査願」を添えて修士論文を提出する。 （※1）	○「学位論文審査願」 ○修士論文（原本 1部） ○修士論文（コピー 3部） ○USBまたはCD-ROM （抄録・表紙・本文のデータ）	10月下旬（臨床心理） 1月下旬（人間共生） （※2）
最終試験を受ける		試験日の詳細は別途、領域ごとにお知らせします。
修士（人間関係学）の学位授与	「修士論文の館内閲覧・複写許諾書」（1通）	3月

（※1）

- ①原本 1部およびコピー 3部を提出するものとし、それぞれに抄録をつけてください。抄録はUSBメモリ、またはCD-ROM等電子媒体を添付して提出することとします。
- ②原本は、巻頭に抄録をつけた後、
 - 1枚目 白紙
 - 2枚目 題目等（表紙）
 - 3枚目以降 目次、本文
 - 最終ページ 白紙
 とし、クリップで留めて提出することとします。
- ③コピー 3部はA4版フラットファイル（紙ファイル）を使用してください。フラットファイルの表紙には、修士論文の表紙を貼付してください。

（※2）

締切厳守です。締切時間までに提出受付が完了しなければなりません。
提出先は日進キャンパス事務課です。

◎修士論文の書式設定について

表紙、本文および抄録の書式設定については以下のとおりです。

① 表紙

- ・ 題目（主題・副題）および大学名・研究科名・専攻名・領域名・学籍番号・氏名を記入。
- ・ 余白： 左 40 ㊦ / 右 20 ㊦ / 上 50 ㊦ / 下 40 ㊦
- ・ フォントサイズ： 主題 / 18 ポイント、副題 / 16 ポイント、大学名等 / 14 ポイント
学籍番号・氏名 / 18 ポイント

② 本文

- ・ 余白： 左 40 ㊦ / 右 20 ㊦ / 上 35 ㊦ / 下 30 ㊦
- ・ フォントサイズ： 10.5 ポイント
- ・ 一行の文字数および行数： 40 文字 × 30 行
- ・ A4 版横書き
- ・ 新しい章はページを改める。
- ・ ページ数： 目次にはページ番号をつけず、本文からとし、フッターの中央を位置とする。
添付資料を巻末とする時はあらためてページを設定する。

③ 抄録

- ・ A4 版に 1 人あたり 2 ページを作成する。
- ・ 記載内容： 論文題目・専攻名・領域名・氏名・指導教員氏名・要旨を記入。
- ・ 余白： 上下左右 20 ㊦
- ・ フォントサイズ： 主題 / 16 ポイント、副題 / 14 ポイント、氏名等 / 12 ポイント
本文 / 10 ポイント相当
- ・ レイアウト： 本文エリアは 2 段組（段間隔は 2 字相当）
- ・ 本文の文字数および行数： 1 ページ目は 24 文字 × 40 行（1920 字を目安）
2 ページ目は 24 文字 × 50 行（2400 字を目安）

変更が生じた場合は、別途お知らせします。

<書式設定>

余 白：左 40^マ / 右 20^マ

上 50^マ / 下 40^マ

上記設定において、横位置は中央揃えとする。

主 題：18 ポイント

副 題：16 ポイント

フォント：MS明朝または Century

大学変革期の○○○○○○

○○○○に関する研究

—○○○○○○○○の分析を通して—

副題の「—」はハイフンではなくダッシュ記号。

(「-」がハイフン、「—」がダッシュ)

大学名等：14 ポイント

学籍番号：18 ポイント

氏 名：18 ポイント

フォント：MS明朝

椋山女学園大学大学院 人間関係学研究科

人間関係学専攻 ○○○○○領域

C 2 3 B A 9 9 9

○ ○ ○ ○ ○

名字と名前の間は1マス、それ以外は半マス空ける。

【抄録】

↑余白
20 mm

主題：16ポイント(中央揃え)
副題：14ポイント(中央揃え)

大学変革期の○○○○○○○○○○○に関する研究

—○○○○○○○分析を通して—

[1行空き(12ポイント)]

人間関係学専攻○○○○○領域 ○ ○ ○ ○

12ポイント 指導教員 ○ ○ ○ ○教 授

[1行空き(12ポイント)]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 1
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
5 5

10 10

15

書式設定
フ ォ ン ト：日本語はMS明朝またはMSゴシック
英数字は Century または Times New Roman
もしくはそれらと類似のフォント
フォントサイズ：10ポイント相当（ページ設定に従う）
レイ ア ウ ト：本文エリアは2段組（段間隔は2字相当）
文字数と行数：1ページ目は24文字×40行（1920字を目安）
2ページ目は24文字×50行（2400字を目安）

*主題または副題が2行になる場合は行間の固定値を変更する。
*ページ番号は付けない。

←余白
20 mm

←余白
20 mm

↑余白
20 mm

↑余白
20 mm

1

5

10

15

20

25

30

35

40

45

50

←余白
20 mm

←余白
20 mm

1 ページ目

2 ページ目

2. 修士学位論文の審査基準

修士学位論文の審査にあたって、所定の年以上在学し、所要の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたことを要件とした上で、以下の諸点を考慮しつつ評価を行うものとする。なお、審査は、主査1名、副査2名の合議による。

1. 問題意識が明確で、課題設定が明示されていること。
2. 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫しておりオリジナリティがあること。
3. 調査分析の場合、方法の検討や内容の記述、展開が説得的であること。
4. 先行研究が十分に検討され、文献資料などの渉猟が十分になされていること。
5. 引用等が適切で、論文としての形式・体裁が整っていること。
6. 研究倫理の遵守に配慮していること。

8) 研究指導の方法

1. 人間関係学研究科の研究指導計画

<臨床心理学領域>

1 年次

前期

- ①新入生オリエンテーションにおいて、「授業科目」「研究指導体制」など、研究科の概要を説明する。
- ②5月に修士論文のテーマおよび指導教員を確定する。
- ③指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ④毎週設定されている「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ⑤指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。

後期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間発表会を実施する。

2 年次

前期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、指導教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。

後期

- ①修士論文審査委員を決定する（主査1名、副査2名）
- ②修士論文提出（10月末）
- ③最終試験（主査、副査による口述試験）

<人間共生領域>

1年次

前期

- ①新入生オリエンテーションにおいて、「授業科目」「研究指導体制」など、研究科の概要を説明する。
- ②前期の指導教員は領域の代表者とする。
- ③前期期間中に、科目の履修および教員との面談等を通じて、修士論文テーマおよび指導教員の希望を確定していく。
- ④領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

後期

- ①修士論文のテーマおよび指導教員を確定する。
- ②指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ③毎週設定されている「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

2年次

前期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

後期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、指導教員が指導を行う。
- ④領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。
- ⑤修士論文審査委員を決定する（主査1名、副査2名）
- ⑥修士論文提出
- ⑦最終試験（主査、副査による口述試験）

人間関係学研究科の研究指導計画（長期履修者用）

<臨床心理学領域>

1年次

前期・後期

- ①新入生オリエンテーションにおいて、「授業科目」「研究指導體制」など、研究科の概要を説明する。
- ②修士論文のテーマが確定するまでは各領域の代表者を指導教員とする。

2年次

前期

- ①5月に修士論文のテーマおよび指導教員を確定する。
- ②指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ③毎週設定されている「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。

後期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間発表会を実施する。

3年次

前期

- ①指導教員の指導に従って、研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、指導教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。

後期

- ①修士論文審査委員を決定する（主査1名、副査2名）
- ②修士論文提出（10月末）
- ③最終試験（主査、副査による口述試験）

<人間共生領域>

1年次

前期

- ①新入生オリエンテーションにおいて、「授業科目」「研究指導体制」など、研究科の概要を説明する。
- ②修士論文のテーマが確定するまでは領域の代表者を指導教員とする。
- ③前期期間中に、科目の履修と指導教員との面談等を通して、修士論文テーマおよび指導教員の希望を確定していく。
- ④領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

後期

- ①修士論文のテーマおよび指導教員を確定し、適宜、指導教員が指導を行う。
- ②指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ③領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

2年次

前期

- ①引き続き、指導教員が指導を行う。
- ②指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ③領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

後期

- ①指導教員の指導に従って研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、指導教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

3年次

前期

- ①指導教員の指導に従って研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、適宜、指導教員が指導を行う。
- ④指導教員が指導するのみならず、必要があれば他の教員からの助言も活用する。
- ⑤領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。

後期

- ①指導教員の指導に従って研究計画を再構築し、指導教員ごとの研究指導計画書を作成し、研究科長に提出する。
- ②「特別研究」の時間を使って指導を行う。
- ③「特別研究」の時間内での指導では不十分である場合は、随時、指導教員の研究室等において指導を行う。
- ④領域の全教員と学生参加による中間報告会（人間共生）を実施する。
- ⑤修士論文審査委員を決定する（主査1名、副査2名）。

- ⑥修士論文を提出する。
- ⑦最終試験（主査、副査による口述試験）を実施する。

2. 研究指導計画書

本研究科の研究指導計画に基づいて、各指導教員は学生の研究計画構築を指導し、「研究指導計画」を作成します。

3. 指導教員

「指導教員」とは、修士論文作成に対する指導（研究指導）を行う教員のことをいいます。指導教員を変更する場合は、「指導教員変更届」を提出してください。提出時期・方法については、随時ジャーナル等でお知らせします。

9) 授業科目の履修登録時期について

履修登録は、年に2回、前期と後期に行います。

【前期履修登録】

年間（前期・後期）の履修計画を立て、所定の期間に履修登録を行います。後期開講科目についても、履修予定の科目を前期に登録してください。ただし、この段階では仮登録となります。

【後期履修登録】

所定の期間に、後期開講科目の履修登録を行います。4月に行った仮登録状況をもとに、履修する科目を検討し、変更があれば再登録を行ってください。

※ Web 履修登録の操作方法については、別冊 S*map マニュアルを参照してください。

10) 授業科目の履修登録に関する注意事項

履修登録手順

- ① 「履修登録」：履修登録期間に Web（S*map による）上で履修科目の登録
- ② 「履修登録の確認」：履修登録内容の確認および訂正
- ③ 「履修登録の確定」：履修登録の完了

※履修登録が確定した科目のみ、その期に履修し、単位修得をすることができます。

※履修登録確定後の変更・追加・削除は一切認められません。

相山女学園大学大学院人間関係学研究科修士課程研究指導計画書

【 年 月 日提出】

学籍番号		大学院生氏名	
領 域			
研究題目			
研 究 指 導 計 画	指導教員		
	研究計画（学会発表、論文作成等を含む）：学生が記入		
	研究指導計画：指導教員が記入		

本書を教務係に提出、また、指導教員および指導院生はコピーを保存所持してください。

A decorative rectangular frame with a double-line border and rounded corners, enclosing the text.

V 教員紹介（研究分野）

1) 専任教員

人間関係学研究科の専任教員を紹介します。(領域・五十音順)

臨床心理学領域 浅野元志 (あさの もとし) e-mail:mtcasano@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

大学病院精神科、総合病院精神科、単科精神病院など様々な場面において、精神科医として臨床実践を継続してきた。また大学の学生相談室嘱託医、病院職員に対する産業医などの役割も果たしてきた。上述の臨床実践を背景に、研究者としては、精神医学、精神療法、精神力動的な精神療法、精神分析的な精神療法などを専門にしている。

臨床心理学領域 安立奈歩 (あだち なほ) e-mail:naho@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

保健センター、小児科、小中学校のスクールカウンセラー、大学の学生相談、精神科など様々な現場で心理臨床を実践してきた経験から、以下のテーマで研究と実践を行っている。

- (1) 子どもからおとなになる過程で起きる心身の変容、それに伴う家族関係・ライフイベントの変容をどう乗り越えるのか、このプロセスに関わる際の支援・連携体制の構築
- (2) 言葉および非言語的なコミュニケーションを用いた心理臨床的技法
- (3) 支援を要する子どもとその家族への理解と支援および多機関との連携体制の構築

◆ 指導可能な領域

上記のテーマに関することや、その周辺領域。

臨床心理学領域 五百部 裕 (いほべ ひろし) e-mail:ihobe@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

大型類人猿やオナガザル類を中心とした霊長類の社会生態学的・行動学的研究。具体的には、ピグミーチンパンジー（ボノボ）やチンパンジーなどを中心とした大型類人猿を対象として、彼らの社会構造や個体間関係、環境への適応様式の解明を目指した研究を行っている。また、アフリカ産オナガザル科霊長類を対象とし、彼らの食物選択の仕方と形態や遺伝との関連についての研究も行っている。さらに最近では、動物園や水族館などで来園者の行動について調査している。

臨床心理学領域 浦上 萌 (うらがみ もえ) e-mail: u-moe@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

幼児期の発達心理学を専門としており、主に認知発達分野について研究してきた。近年は主に、幼児期の数量概念の発達、親のスマホ利用と子どもの抑制機能の発達との関連、幼児期から児童期のジェンダーステレオタイプについて検討を行っている。また幼児期以外では、大学生の進学動機と就職に至るまでの学習動機についても研究している。

臨床心理学領域 加藤 容子 (かとう ようこ) 電話:(0561)74-1465
e-mail:katoyo@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

組織と個人がいかに健康的かつ生産的になれるか、また多様な生き方・働き方をする個人がいかに健康で幸せになれるかについて研究と実践を行っている。

- ・組織への心理コンサルテーションの実践的研究
- ・ワーク・ファミリー・バランスのプロセスに関する研究
- ・女性のキャリア発達の研究

◆ 指導可能な領域

産業・組織心理学、臨床心理学領域の調査研究（質問紙法、面接法、観察法）

臨床心理学領域 鈴木 亮子 (すずき りょうこ) e-mail:s-ryoko@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

これまで認知症ご本人やその家族に対する心理的支援を中心に実践・研究を行ってきた。具体的には「認知症ご本人への回想法」、「認知症介護家族への心理教育」、「介護に伴う介護者の心理的変化」である。最近はそれに加えて「震災時の認知症ご本人と家族への支援」「介護に伴う介護離職に対する支援」「介護に関わる福祉領域での心理専門職の役割」も取り組み始めている。

◆ 指導可能な領域

上記のテーマに限らず、臨床心理学領域の調査研究（量的研究、質的研究のどちらでもよい）。

臨床心理学領域 中西 由里 (なかにし ゆり) e-mail:yurin@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

担当者の専門は発達臨床心理学である。最近は、「子育て支援」や「発達障害児者に対する支援」、「養護性」などをテーマに研究を進めている。臨床実践としては、本学の外来の心理相談室において、母親面接を中心に行っている。学外では、名古屋市の統合保育（障害児保育）のスーパーバイザーや「子育て支援センターめいとう」において育児相談に関与している。

◆ 指導可能な領域

主に「発達臨床心理学」に関する領域が指導可能である。具体的には、発達障害に関すること、子育て支援や育児不安など育児中の親に関すること、主に乳幼児・学童期の子どもに関すること、親子をめぐる問題、統合保育に関することなどである。

臨床心理学領域 西出 弓枝 (にしで ゆみえ) e-mail:nishide@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

発達障害児や家族に対するアセスメントと支援
統合保育や特別支援教育の実践上の課題
学校における教育相談実践上の課題
心理療法における対象像の変化

◆ 指導可能な領域

発達障害児のアセスメントと支援
統合保育や特別支援教育における課題
子どもと家族の発達・適応

臨床心理学領域 布井 雅人 (ぬのい まさと) e-mail:nunoi@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

認知心理学を専門としている。中でも、選好判断や表情・視線などの非言語情報の処理・影響などについての研究を行っている。具体的には、他者の表情やその数が対象の選好判断にどのような影響を及ぼすのかや、介護や看護などの対人援助場面における非言語情報の影響などについて検討を行っている

◆ 指導可能な領域

選好判断や非言語情報（表情・視線）などについての量的研究。また、認知心理学的研究手法を用いたものであれば、前述のテーマに限らず指導可能。

臨床心理学領域 舩田 亮太 (ますだ りょうた) e-mail:masuda@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

臨床心理学を専門としています。
1. ト라우マ、解離に対する心理査定、心理療法
2. 心理教育における暴露と安全感について
3. 力動的心理療法における直面化と抱える環境

◆ 指導可能な領域

・臨床心理学に関連するテーマに対する研究(文献研究法、質問紙法、投影法、半構造化面接法)
・これまで卒業論文で指導してきたテーマは、青年期のストレスマネジメント、アサーション、友人関係、自己愛、劣等感などです。

臨床心理学領域 山根 一郎 (やまね いちろう) e-mail:yamane@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

対人心理的距離の体験構造
心のシステムの統合理論（トランス・パーソナルな領域を含む）

◆ 指導可能な領域

社会心理学、環境心理学、実験法、分析法など

臨床心理学領域 李 敏 子 (り みんじゃ) e-mail:minja@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

1. さまざまな学派がある中で、心理療法とは何か、心理的援助はいかにあるべきかという基本的問題について研究している。
2. 初回面接、心理療法の枠組、遊戯療法、親面接、思春期の心理療法の工夫など、心理的援助の実践における具体的な方法について研究している。
3. 発達障害児・不登校児への援助、心理的援助における協働、思春期の子どもをもつ親への支援、大学の学生相談室における支援などについて研究している。

◆ 指導可能な領域

広く臨床心理学に関わるテーマであれば、調査研究の指導ができます。

人間共生領域 小 倉 祥 子 (おぐら しょうこ) 電話：0561-74-1482
e-mail:ogura@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

女性の就業継続が可能な要因について、主に企業内制度の在り方について、企業（事業所）へのヒアリング調査などを実践し、研究を行っている。

- ・労働組合におけるジェンダー平等政策の在り方
- ・雇用されて働く男女間格差の是正について
- ・女性のライフスタイルと就業継続の地域差について
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた取り組みについて
- ・同一価値労働同一賃金の実践にむけた取り組みについて

人間共生領域 株 本 千 鶴 (かぶもと ちづる) e-mail:kabumoto@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

韓国をフィールドとした地域研究と、終末期医療や生命倫理に関する社会学的研究を行っている。最近では、韓国研究においては特に社会福祉・社会保障に焦点を当てており、同時に終末期医療や高齢者福祉との接点を探りながらホスピスの研究も進めている。

<最近の研究テーマ>

- ・韓国の福祉国家化に関する歴史社会学的研究
- ・韓国の社会保障制度構築における知識人の関与に関する研究
- ・日韓のホスピスケア、ターミナルケア、終末期医療、緩和医療・ケア

◆ 指導可能な領域

社会福祉・社会保障や終末期医療、サナトロジーなどをテーマとする社会学的研究。

人間共生領域 金南咲季 (きinnan さき) e-mail: skinnan@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

主に、教育社会学・社会学の立場から国内のフィールドをもとに、1) 国境を越えて移動する子ども・若者がどのような困難に直面しているのか、また、どのようにすればより良い教育環境をつくることができるのかという「移民と教育」に関わるテーマと、2) 地域社会における「多文化共生」に関わるテーマ、3) 家庭の社会経済的背景によって、子どもの教育達成がある程度規定されてしまう教育機会の不平等をいかに是正していくかを、子育てという観点から考える「子育てと教育格差」に関わるテーマに取り組んでいる。

人間共生領域 佐川佳之 (さがわ よしゆき) 電話:(0561)74-1734
e-mail: y-sagawa@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

これまで教育学、および教育社会学の立場から、不登校の子ども「居場所」として社会的に認知されているフリースクールに注目し、不登校支援に関わる支援者の意識について研究してきた。

最近では、フリースクールやオルタナティブスクールの中間支援組織、およびネットワーク組織に焦点を当て、その地域的な特徴や背景について研究を進めている。

◆ 指導可能な領域

教育学、あるいは社会学的な視座から、子どもの支援・教育の多様性などに関する現象を主題化し分析する研究であれば指導が可能である。

人間共生領域 谷口功 (たにぐち いさお) 電話:(0561)74-1554
e-mail: taniguchi-i@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

研究関心は、一貫している。地域社会において、誰が(どのような主体が)、どのような動機付けで、他の諸組織とどのような関係性を構築し、どのような制度(政策や慣習など)をもちいて活動をしているのか。そしてそのことによってどのような帰結をもたらそうとしているのかということを考えている。その対象は、町内会やNPOをはじめ、企業や行政など、まちづくりにかかわるさまざまなエージェントである。

フィールドのひとつである豊田市は、世界企業トヨタ自動車を中心とした企業文化と伝統的共同体の文化が交差するユニークな自治体である。中心市街地の活性化(再開発)にかかわる、商店街、商工会議所、行政、さらには住民組織(自治区)の実践や、中山間地域の集落維持にかかわる地域住民やNPOの活動について、参与観察などを通して、それらの活動の社会的意味について考察している。

また、日本酒造りを通して形成された歴史的社会的ネットワークを、今日の人々の日常的な暮らし(家庭生活・社会活動・経済活動)のなかで再定義したいと考えている。酒造りは、歴史・文化・風土・制度・経済などとの相互関係を保ちつつ、現在に引き継がれている。街道沿いの文化圏に、いわば「宿場の系(ケイ)」とでもいうべき相互関係のシステムを見出したい。

◆ 指導可能な領域

地域社会学、コミュニティ論、現代社会論を基本におく。

まちづくりにかかわる市民・住民活動、行政施策。

地域社会の産業構造。

人間共生領域 手嶋雅史 (てしま まさし) e-mail:teshima@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

- [1] 障害者への虐待防止と差別解消に関する支援の具体的形態とその内容
- [2] 障害者相談支援従事者の生活や就労支援の特徴と事業所間連携

◆ 指導可能な領域

- [1] 障害者福祉
- [2] 障害者相談支援
- [3] 障害者権利擁護

人間共生領域 藤原直子 (ふじわら なおこ) 電話:(0561)74-1955
e-mail:fujiwara@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

1. フェミニスト・ペダゴジーの理論と実践に関する研究

フェミニスト・ペダゴジーの教育実践そして理論的課題を、教師の役割と権威、学生のエンパワーメントに焦点をあてて考察している。また大学でのジェンダー教育実践を通してジェンダーを学ぶことが学習者にどのような意識変容をもたらすのか、ジェンダーを学ぶ意義について考察している。

2. セクシュアリティ・マイノリティの学習環境の保障に関する研究。

3. ジェンダーおよびセクシュアリティを基軸とした人間形成論の構築

生涯発達の観点から、個々人の生においてジェンダー、セクシュアリティがいかに関係しているかという点に焦点をあてた人間形成論を探究している。

◆ 指導可能な領域

人間形成・教育におけるジェンダー、フェミニズム、セクシュアリティに関するテーマ、欧米のフェミニスト教育学理論に関するテーマ。

人間共生領域 松浦直毅 (まつうら なおき) e-mail: matsuura@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

アフリカ熱帯林に暮らす人々を対象に人類学的研究をおこなっている。具体的には、生業活動、自然資源の利用、野生動物との関係、社会組織、民族関係、グローバル化にともなう社会の変容などについて調べている。また、人類学的研究で得られた知見を生かして、生物多様性保全や持続可能な開発に関わる実践活動もおこなっている。

◆ 指導可能な領域

人間の生活、文化、社会などを対象として、フィールドワークを基軸としておこなう人類学的研究。アフリカ地域研究が専門だが、調査対象とする地域やコミュニティは問わない。

人間共生領域 三浦隆宏 (みうら たかひろ) 電話:(0561) 74-1462
e-mail: miura@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

これまでハンナ・アーレントの政治理論の研究をベースとしながら、自由、人権（権利）、意志、思考、道徳性、判断、悪といった哲学・倫理学上の基礎的な諸概念についての考察を進めてきた。

また、哲学カフェ（哲学対話）の実践に長年携わりつつ、哲学的思考を社会のさまざまな場面へと接続する試みにも取り組んできた。

そのうえで、最近の研究テーマとしては以下のものが挙げられる。

- ・「悪の凡庸さ」と思考（あるいは無思考）の哲学的諸問題
- ・生殖と出生の場面を中心とした生命倫理の諸問題
- ・「臨床の知」のあり方についての哲学的探究

◆ 指導可能な領域

人間の共生に関わる領域であれば幅広く指導が可能である。

ただし、調査や行動科学に関する研究指導はできない。

人間共生領域 山口雅史 (やまぐち まさふみ) e-mail: masa@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

最近の研究テーマは主として以下の2つである。

(1) 幼稚園における人間関係の発達

遊びの発達過程に注目し、その中で人間関係がどのように発達していくのかを検討している。

(2) 親の発達過程に関する研究

主として乳幼児期の子供を持つ親を対象として、親アイデンティティの確立の様相について検討を行っている。

人間共生領域 吉田あけみ (よしだ あけみ) 電話:(0561) 74-1466
e-mail: ayoshida@sugiyama-u.ac.jp

◆ 最近の研究テーマ

家族の未来—結婚・少子化など家族をめぐる今日的な課題の検討

ジェンダーをめぐる政治的対立—ジェンダーバッシングや選択的夫婦別氏制度・同性婚などをめぐる政治的対立

女性のライフスタイル・ライフキャリア—女性のライフコース研究

教材研究—人間関係トレーニング・ディベートに関する教材研究

◆ 指導可能な領域

家族社会学

ジェンダーの社会学

人間関係トレーニング

ディベートなど

2) 特別研究担当教員

人間関係学研究科で「特別研究」を担当する教員を紹介します。(五十音順)

臨床心理学領域

安立 奈歩 (あだち なほ)
加藤 容子 (かとう ようこ)
鈴木 亮子 (すずき りょうこ)
中西 由里 (なかにし ゆり)
西出 弓枝 (にしで ゆみえ)
布井 雅人 (ぬのい まさと)
舩田 亮太 (ますだ りょうた)
山根 一郎 (やまね いちろう)
李 敏子 (り みんじゃ)

人間共生領域

株本 千鶴 (かぶもと ちづる)
佐川 佳之 (さがわ よしゆき)
谷口 功 (たにぐち いさお)
手嶋 雅史 (てしま まさし)
藤原 直子 (ふじわら なおこ)
松浦 直毅 (まつうら なおき)
三浦 隆宏 (みうら たかひろ)
吉田 あけみ (よしだ あけみ)



VI 諸規程

椋山女学園大学大学院学則

昭和52年学則第1号

昭和52年3月30日

目 次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員(第2条-第5条)
- 第3章 授業科目及び履修方法(第6条-第9条)
- 第4章 課程修了の認定(第10条-第12条)
- 第5章 学位(第13条)
- 第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍(第14条-第24条)
- 第7章 学生納付金(第25条)
- 第8章 教員組織(第26条)
- 第9章 運営組織(第27条・第28条)
- 第10章 補則(第29条-第32条)
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。
- 2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員

第2条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)
	生活環境学専攻(修士課程)
	人間生活科学専攻(博士後期課程)
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)

第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、学部教育の基礎のうえに、更に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士後期課程は、大学院の修士課程において修得された知識と基礎的研究活動を基盤として、社会的要請の高い研究を学術統合的に行い、質的により高い教育を進展・展開するものとする。
- 第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。
- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 学生は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。
- 4 第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生(以下「長期履修学生」という。)の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)	6名	12名
	生活環境学専攻(修士課程)	6名	12名
	人間生活科学専攻(博士後期課程)	3名	9名
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)	20名	40名
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)	5名	10名
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)	6名	12名

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第6条の2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の3 各研究科の専攻別の授業科目、研究指導、単位数及び履修方法は、別表第1-1から第1-6までのとおりとする。

第6条の4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第6条の5 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

第6条の6 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

3 博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

第6条の7 学生は、所定の期間に、履修しようとする授業科目について、所定の登録手続を行わなければならない。

第6条の8 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該研究科が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の研究指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の研究指導を受けることができる。

第7条 修士課程にあつては、次の各号に掲げる単位は、指導教員が教育上有益と認めるときに研究科委員会の議を経て、第6条の3に規定する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、第2号から第4号までについては、それぞれ15単位を超えない範囲で、かつ、各号を合わせて20単位を超えないものとする。

(1) 学生が入学する前に本大学院で履修した授業科目で修得した単位

(2) 学生が入学する前に他大学の大学院で履修した授業科目で修得した単位

(3) 学生が次条第1項によりその属する以外の専攻又は研究科で履修した授業科目で修得した単位

(4) 学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学の教育課程において履修した授業科目で修得した単位

2 長期履修学生が登録できる各学期毎の単位数の上限は、研究科委員会が別に定める。

第8条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、関係研究科長（大学学部の授業科目については当該学部長を含む。）の許可を得て、その学生が属する以外の他の専攻若しくは研究科又はその学生が属する研究科の基礎となる大学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修する授業科目については、前条第3号を適用する場合を除き、本大学院において修得する単位に認定しない。

3 博士後期課程の指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、その指導する学生の研究指導を他の大学院において博士後期課程を担当する教授に委嘱することができる。

第9条 本大学院の研究科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に定めるところに従い、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻等		免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民 商業
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学 音楽
		高等学校教諭専修免許状	数学 音楽

第9条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 課程修了の認定

第10条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、生活科学研究科生活環境学専攻にあっては、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

3 教育学研究科教育学専攻にあっては、第1項に規定する要件に加え、第9条第2項に定める当該研究科に係る免許状のいずれかを取得するために必要な科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程の修了には、3年以上在学し所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本大学院又は他の大学院の修士課程において1年若しくは2年の在学期間及び本大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする。

5 修士論文及び博士論文の審査に関する事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

第10条の2 第7条第1項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として筆記又は口述により行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第5章 学位

第13条 研究科の課程を修了した者に、当該研究科に対応する次の学位を授与する。

生活科学研究科	修士(生活科学)
	博士(人間生活科学)

人間関係学研究科	修士（人間関係学）
現代マネジメント研究科	修士（マネジメント）
教育学研究科	修士（教育学）

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者が、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、前項の規定にかかわらず博士の学位を授与することができる。
- 3 博士の学位を受けようとする者は、別表第2に定める学位論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 学位授与に関する事項は、学長が別に定める。

第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍

第14条 入学の時期は、毎年4月及び9月とする。

第15条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院の研究科委員会において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
 - (8) 本大学院の研究科委員会において、個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

第16条 入学志願者は、別表第3に定める額の入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

第17条 学長は、前条の入学志願者に対して選考を行い、提出書類の内容を総合して合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

第18条 学長は、前条の合格者で指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第19条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の事由が消滅し復学する場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

第20条 休学の期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。ただし、修士課程の長期履修学生の休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

第21条 病気その他の理由により退学を希望する者は、学長に退学願を提出しなければならない。

第22条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することがある。

第23条 本大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学長に転学願を提出し

なければならない。

2 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

第24条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 修士課程においては、2年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者。ただし、長期履修学生においては、1年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者
- (2) 博士後期課程においては、3年の休学期間を経過した者又は6年の在学期間を経過した者
- (3) 授業料その他を滞納し、督促を受けても納入しない者

第7章 学生納付金

第25条 入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び登録料の学生納付金は、別表第4及び別表第5に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

- 2 長期履修学生は、別表第5に定める授業料、教育充実費及び実験実習費の2年分に相当する額を、別表第5-2により、3年間で分納しなければならない。
- 3 第8条第1項により実験実習を伴う授業科目を聴講する学生は、別表第5又は大学学則に定める実験実習費を納付しなければならない。
- 4 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第8章 教員組織

第26条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業を担当する教員には兼任教員を充てることができる。
- 3 研究指導を担当する教員は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第9章 運営組織

第27条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 第27条の2 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第28条 本大学院に、学長の諮問機関として大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 補 則

第29条 本大学院に、研究生、科目等履修生及び聴講生の制度を置く。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る検定料は別表第3に、登録料は別表第4に、研究生の研究料、科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料は別表第6にそれぞれ定める額とし、その他研究生、科目等履修生及び聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

第30条 本大学院に関する事務は、当該研究科の所管事務部門が取扱う。

第31条 この学則に定めのない事項については、本大学学則を準用する。

第32条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行日前に在学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 2 前項ただし書に規定する学生で、改正前の学則第13条に定める教育職員免許状取得資格を得た者は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第13条第2項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 第13条の規定中、中学校教諭専修免許状にかかる部分は、平成2年度以降に入学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 別表第3に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。平成6年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第1号)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第6号)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、家政学研究科食物学専攻及び被服学専攻は、平成11年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成11年学則第7号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年学則第10号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年学則第1号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年学則第2号)

この学則は、平成13年2月23日から施行し、改正後の第15条第4号の規定は、平成13年1月6日から適用する

附 則 (平成13年学則第7号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年学則第8号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年学則第1号)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、

なお従前の例による。

- 2 改正後の第18条の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成16年学則第1号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。

附 則（平成17年学則第1号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の第15条第1項第4項及び第15条第2項第3項の規定は、平成17年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成18年学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の別表第7、別表第8及び別表第8-2は、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第5号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第6号）

この学則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則（平成23年学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成29年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成31年学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1-1及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、平成31年度以降に入学した学

生から適用し、平成30年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和2年学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-2及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-1、別表第1-4及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和5年学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

別表第1-1 (第6条の3関係)

生活科学研究科 食品栄養科学専攻 (修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
食 品 科 学	食品化学特論		2	食品栄養科学特別研究10単位及び食品 栄養科学特別演習1単位のほか授業科目 の中より任意に選択して合計30単位以 上修得する。
	食品化学演習 I		1	
	食品化学演習 II		1	
	食品化学演習 III		1	
	食品化学演習 IV		1	
	食品化学特別実験		1	
	食品機能学特論		2	
	食品機能学演習 I		1	
	食品機能学演習 II		1	
	食品機能学演習 III		1	
	食品機能学演習 IV		1	
	食品機能学特別実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	食品衛生学演習 I		1	
	食品衛生学演習 II		1	
	食品衛生学演習 III		1	
	食品衛生学演習 IV		1	
	食品衛生学特別実験		1	
	生化学特論		2	
	生化学演習 I		1	
	生化学演習 II		1	
	生化学演習 III		1	
	生化学演習 IV		1	
	生化学特別実験		1	
	食品調理科学特論		2	
	食品調理科学演習 I		1	
食品調理科学演習 II		1		
食品調理科学演習 III		1		
食品調理科学演習 IV		1		
食品調理科学特別実験		1		
栄 養 科 学	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習 I		1	
	公衆衛生学演習 II		1	
	公衆衛生学演習 III		1	
	公衆衛生学演習 IV		1	
	公衆衛生学特別実験		1	
	栄養化学特論		2	
	栄養化学演習 I		1	
	栄養化学演習 II		1	
	栄養化学演習 III		1	
	栄養化学演習 IV		1	
	栄養化学特別実験		1	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習 I		1	
	臨床栄養学演習 II		1	
	臨床栄養学演習 III		1	
	臨床栄養学演習 IV		1	
臨床栄養学特別実験		1		
栄養保健学特論		2		
栄養保健学演習 I		1		
栄養保健学演習 II		1		

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	栄養保健学演習Ⅲ		1	
	栄養保健学演習Ⅳ		1	
	栄養保健学特別実験		1	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習Ⅰ		1	
	栄養教育学演習Ⅱ		1	
	栄養教育学演習Ⅲ		1	
	栄養教育学演習Ⅳ		1	
	栄養教育学特別実験		1	
	給食経営管理学特論		2	
	給食経営管理学演習Ⅰ		1	
	給食経営管理学演習Ⅱ		1	
	給食経営管理学演習Ⅲ		1	
	給食経営管理学演習Ⅳ		1	
	給食経営管理学特別実験		1	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習Ⅰ		1	
	応用栄養学演習Ⅱ		1	
	応用栄養学演習Ⅲ		1	
	応用栄養学演習Ⅳ		1	
応用栄養学特別実験		1		
共 通	食品栄養科学特別演習	1		
	食品栄養科学特別講義Ⅰ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅱ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅲ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅳ		1	
食品栄養科学特別研究	10			
計	11	88		

別表第1-2 (第6条の3関係)

生活科学研究科 生活環境学専攻(修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
アパレルメ ディア	アパレルデザイン特論		2	生活環境学特別研究10単位を含め 合計30単位以上修得する。
	アパレルデザイン演習		2	
	アパレルデザイン実験		2	
	アパレル設計・制作特論		2	
	アパレル設計・制作演習		2	
	アパレル設計・制作実験		2	
	アパレル材料システム特論		2	
	アパレル材料システム演習		2	
	アパレル材料システム実験		2	
	アパレル染色・整理学特論		2	
	アパレル染色・整理学演習		2	
	アパレル染色・整理学実験		2	
	アパレル学特別講義		2	
インテ リア・ プロダ クト	インテリアデザイン特論		2	
	インテリアデザイン演習		2	
	インテリアデザイン実習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	プロダクトデザイン実習		2	
	環境心理学特論		2	
	環境心理学演習		2	
	環境心理学実習		2	
	環境デザイン特論		2	
	環境デザイン演習		2	
環境デザイン実習		2		
インテリア学特別講義		2		
建 築・ 住 居	施設計画特論		2	
	施設計画演習		2	
	施設計画実習		2	
	地域・建築計画特論		2	
	地域・建築計画演習		2	
	地域・建築計画実習		2	
	住宅計画特論		2	
	住宅計画演習		2	
	住宅計画実習		2	
	建築材料・構造力学特論		2	
	建築材料・構造力学演習		2	
	建築材料・構造力学実験		2	
	建築環境工学・設備学特論		2	
	建築環境工学・設備学演習		2	
	建築環境工学・設備学実験		2	
	建築・住居学特別講義		2	
	インターンシップⅠ		4	
	インターンシップⅡ		4	
建築業務論		2		
建築実務設計論		2		
建築実務設計演習		2		
修士設計		4		
生活環境学特別研究	10			
計	10	102		

別表第1-3 (第6条の3関係)

生活科学研究科 人間生活科学専攻 (博士後期課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
創造生活科学特別演習	1		2	} 2科目4単位以上選択履修
展開生活科学特別演習	1		2	
統合生活科学特別演習	1		2	
創造生活科学特別研究				} 1科目選択必修
展開生活科学特別研究				
統合生活科学特別研究				

別表第1-4 (第6条の3関係)

人間関係学研究科 人間関係学専攻 (修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 基 研 目 礎 究	人間関係論Ⅰ (臨床心理学的研究)		2	1科目2単位以上 選択履修
	人間関係論Ⅱ (人間共生研究)		2	
研 究 領 域 臨 床 心 理 学 発 展 科 目	臨床心理学特講Ⅰ		2	12科目24単位以上 選択履修
	臨床心理学特講Ⅱ		2	
	心理療法特講Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)		2	
	心理療法特講Ⅱ		2	
	臨床心理査定特講(心理的アセスメントに関する理論と実践)		2	
	臨床心理査定演習Ⅰ		2	
	臨床心理査定演習Ⅱ		2	
	臨床心理学基礎実習Ⅰ		1	
	臨床心理学基礎実習Ⅱ		1	
	臨床心理学実習Ⅰ (心理実践実習ⅠA)		2	
	心理実践実習ⅠB		1	
	心理実践実習ⅡA		2	
	心理実践実習ⅡB		1	
	心理実践実習ⅡC		1	
	心理実践実習ⅢA		1	
	心理実践実習ⅢB		1	
	心理実践実習ⅢC		1	
	臨床心理学実習Ⅱ		1	
	心理学研究法特講		2	
	臨床心理学特別演習		2	
	発達心理学特講		2	
	社会心理学特講		2	
	産業・組織心理学特講 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2	
	犯罪心理学特講 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
	精神医学特講 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
	障害者心理学特講 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
	学校臨床心理学特講 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2		
心の健康教育に関する理論と実践		2		
比較行動学特講		2		
人 間 共 生 研 究 領 域	家族社会論特講		2	
	コミュニティ論特講		2	
	福祉社会論特講		2	
	生命倫理学特講		2	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講		2	
	障害者福祉論特講		2	
	子ども論特講		2	
	ライフステージ論特講		2	
	教育社会学特講		2	
	学校教育臨床特講		2	
	生活経済論特講		2	
	社会保障論特講		2	
	比較文化論特講		2	
	メディア文化論特講		2	
	対話技法論特講		2	
フィールドワーク論特講		2		
社会・教育調査演習		2		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 研 事 目 究 例	事例研究 I		2	} 1 科目 2 単位以上 選択履修
	事例研究 II		2	
特別研究 I		1		
特別研究 II		1		
特別研究 III		1		
計		3	93	

別表第1-5 (第6条の3関係)

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻 (修士課程)

授 業 科 目	単位数		会計・税務特別 プログラム 単位数	備考	
	必修	選択	必修		
現代マネジメント特別演習 A	1		1		
現代マネジメント特別演習 B	1		1		
イノベーションマネジメント特論 (経営)		2	2	4 単位以上 選択必修	
イノベーションマネジメント特論 (会計)		2	2		
イノベーションマネジメント特論 (経済)		2	—		
外国語文献研究 A		2	—		
外国語文献研究 B		2	—		
経営 領域	経営管理特論 A	2	—	2 4 単位以上 選択履修	
	経営管理特論 B	2	—		
	経営戦略特論 A	2	—		
	経営戦略特論 B	2	—		
	経営戦略特論 C	2	—		
	国際経営特論 A	2	—		
	国際経営特論 B	2	—		
	アントレプレナーシップ特論	2	—		
	ファイナンス特論 A	2	—		
	ファイナンス特論 B	2	—		
	マーケティング特論 A	2	—		
	マーケティング特論 B	2	—		
生活経営特論 A	2	—			
生活経営特論 B	2	—			
会計・ 税務 領域	会計学特論 A	2	2		いずれかの 領域から 1 0 単位以上選択 履修
	会計学特論 B	2	2		
	管理会計特論 A	2	2		
	管理会計特論 B	2	2		
	管理会計特論 C	2	—		
	監査特論 A	2	2		
	監査特論 B	2	2		
	税務会計特論 A	2	2		
	税務会計特論 B	2	2		
	租税法特論 A	2	2		
租税法特論 B	2	2			
経済・ 公共 領域	労働経済特論 A	2	—	2 4 単位以上 選択履修	
	労働経済特論 B	2	—		
	国際経済特論 A	2	—		
	国際経済特論 B	2	—		
	都市経済特論 A	2	—		
	都市経済特論 B	2	—		
	金融特論 A	2	—		
	金融特論 B	2	—		
	公共政策特論 A	2	—		
	公共政策特論 B	2	—		
	経済法特論 A	2	—		
	経済法特論 B	2	—		
現代マネジメント特別研究	4		4		
計	6	84	30		

※会計・税務特別プログラム＝文部科学省認定「職業実践力育成プログラム」 (BP)

別表第1-6 (第6条の3関係)

教育学研究科 教育学専攻(修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
基礎理論科目	保育職特論		2	2 単位以上 選択履修		
	教育思想特論		2			
	比較教育学特論		2			
	教育方法学特論		2			
	幼児教育学特論		2			
	幼児心理学特論		2			
	教育心理学特論		2			
	生涯発達心理学特論		2			
	特別支援教育学特論		2			
実践研究科目	保育臨床特論		2	2 単位以上 選択履修		
	障害児保育特論		2			
	発達障害学特論		2			
	臨床発達心理学特論		2			
	異文化間教育特論		2			
	特別活動特論		2			
	生徒指導特論		2			
	I C T活用演習		2			
(初等・幼児)領域及び指導法科目	保育内容研究		2	1 8 単位以上 選択履修		2 4 単位以上 選択履修
	国語科教育内容研究		2			
	社会科教育内容研究		2			
	理科教育内容研究		2			
	図画工作科教育内容研究		2			
	家庭科教育内容研究		2			
	体育科教育内容研究		2			
	外国語科教育内容研究		2			
	日本文学特論		2			
	科学教育演習		2			
	造形表現演習		2			
	国語科指導法演習		2			
	算数科指導法演習		2			
	音楽科指導法演習		2			
図画工作科指導法演習		2				
教科及び指導法(中等)科目	数学科教育内容研究		2	2 単位以上 選択履修		
	代数学特論		2			
	幾何学特論		2			
	解析学特論		2			
	現代数学特論A		2			
	現代数学特論B		2			
	現代数学特論C		2			
	数学教育学特論		2			
	情報数理演習		2			
	音楽科教育内容研究		2			
	器楽研究A I		1			
	器楽研究A II		1			
	器楽研究B I		1			
	器楽研究B II		1			
	声楽研究 I		1			
	声楽研究 II		1			
	作曲研究 I		1			
	作曲研究 II		1			
	音楽学特論		2			
音楽教育学特論		2				
音楽表現演習		2				

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教 職 シ ン プ タ ー ン	教職インターンシップ I a		4	※ 4 単位以上選択履修	
	教職インターンシップ I b		4		
	教職インターンシップ II a		2		
	教職インターンシップ II b		2		
	教職実践研究（初等）		2	※ 2 単位以上選択履修	
	教職実践研究（中等）		2		
特別研究		6			
計		6	114		

※現職教員に対し、教育上有益と認めるときは、教職インターンシップ I a及び教職インターンシップ I b並びに教職実践研究（初等）及び教職実践研究（中等）の単位は、他の選択科目の単位をもって替えることができる。

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 椋山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、椋山女学園大学又は椋山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 椋山女学園大学大学院修士課程を修了した者が椋山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研究科	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000
人間関係学研究科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教育学研究科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研究科	年次	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料、履修料及び聴講料 (単位 円)

研究料(年額)	履修料(1単位につき)	聴講料(1科目につき)
60,000	15,000	10,000

椋山女学園大学大学院の目的に関する規程

平成20年規程第9号

平成20年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号)第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(生活科学研究科)

第2条 生活科学研究科は、人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間生活科学専攻博士後期課程は、前項に基づき、人間生存の根幹である衣・食・住に関する領域の高度な教授研究を通して、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成するとともに、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。

3 食品栄養科学専攻修士課程は、第1項に基づき、食品の化学、安全性、機能性に関する分野、栄養の基礎に関する分野及び人間を対象とする臨床的な栄養と保健に関する分野の教授研究を通して、人間の健康な生活に貢献する、食と栄養に関する高度専門職業人及び研究者を養成する。

4 生活環境学専攻修士課程は、第1項に基づき、衣環境、室内環境、住環境、都市環境など、生活環境に係る分野の教授研究を通して、豊かで安全な生活環境の構築に貢献する高度専門職業人及び研究者を養成する。

(人間関係学研究科)

第3条 人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間関係学専攻修士課程は、前項に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する視点からの教授研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師及び臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成する。

(現代マネジメント研究科)

第4条 現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント専攻修士課程は、前項に基づき、経営領域、会計・税務領域、経済・公共領域の専門的な学術の総合的な教授研究を通して、各領域の高度な知識の総合的な活用により、現代社会の諸問題を解決するとともに、新たな価値を生み出し、現代社会の発展に寄与することができる人材を養成する。

(教育学研究科)

第5条 教育学研究科は、教員養成に関わる学校教育の理論的かつ実践的な教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、教職生活全体を通じて学校における諸課題を探究し続け、自らの知識・技能の絶えざる刷新を図ることのできる高い知性及び豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。

2 教育学専攻修士課程は、前項に基づき、学校教育及び幼児教育における様々な実践的課題の教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、学校において指導的な役割を担うとともに、時代の求める教育の諸課題に常に柔軟に対応することができる高度専門職業人としての教員を養成する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第8号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院学位規準

平成14年大規準第13号

平成14年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第13条第4項の規定に基づき、学位授与に関する必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第2条 椋山女学園大学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士及び博士の学位を授与するにあたっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

生活科学研究科	修士(生活科学) 博士(人間生活科学)
人間関係学研究科	修士(人間関係学)
現代マネジメント研究科	修士(マネジメント)
教育学研究科	修士(教育学)

(学位論文等)

第3条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文を添えて、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。

2 学則第10条第2項の規定により、特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究成果」という。)の審査を受けようとする者は、所定の特定課題研究成果審査願に特定課題研究成果及び趣旨書を添えて提出するものとする。

3 博士の学位の授与を受けようとする者は、第1項の書類に論文目録及び学則に定める学位論文審査手数料を添えなければならない。

第4条 学則第13条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学則に定める学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

第5条 前条により申請しようとする者は、所定の様式により学位論文の論文要旨を当該研究科長あて提出し、その主題及び内容について予め研究科長の了承を受けるものとする。

2 第3条の学位論文審査願若しくは特定課題研究成果審査願又は前条の学位申請書を受理したときは、学長は、これを当該研究科委員会に付託するものとする。

第6条 提出する学位論文又は特定課題研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科において必要があると認めるときは、学位論文又は特定課題研究成果の副本、訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、修士の学位論文又は特定課題研究成果の提出があったときは、審査委員会を設けてこれを審査させる。

2 審査委員会は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授2名をもって構成する。この場合において、必要あるときは、准教授又は講師を審査委員として加えることができる。

3 審査委員会の運営に関する事項は、研究科委員会においてこれを定める。

(調査委員会)

第8条 研究科委員会は、博士の学位論文の提出があったときは、博士後期課程を担当する教員の中から調査委員3名を選出して、論文についての調査及び試験を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、1名に限り、研究科委員会を構成する教員以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。

3 研究科委員会が必要と認めたときは、第1項の委員を増員し、又は論文の調査若しくは試験の一部を他の大学の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

(審査及び調査の方法)

第9条 審査委員会及び調査委員会は、論文審査若しくは特定課題研究成果審査又は論文調査を行い、かつ、論文又は特定課題研究成果を中心として最終試験を行うものとする。

2 第4条の規定により学位の授与を申請した者に、必要な学識確認のための試験を行う。

3 前項の試験に関する事項は、当該研究科の定めるところによる。

第10条 審査委員会及び調査委員会は、論文若しくは特定課題研究成果についての審査又は調査終了後速やかに、学位論文若しくは特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(可否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、可否を判定する。

2 前項の判定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(単位認定)

第12条 研究科委員会は、修士課程及び博士後期課程の授業科目について単位認定を行う。

2 前項の認定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位審査結果の報告)

第13条 研究科委員会において、学位が授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文又は特定課題研究成果、学位論文又は特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において博士の学位を授与できないものと議決したときは、当該研究科長は、その旨を文書をもって学長に報告するものとする。

(審査期間)

第14条 修士論文又は特定課題研究成果の審査及び試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の調査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後9月以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を9月以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第15条 学長は、第13条の研究科委員会の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めたる者に対して、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、修士にあつては様式第1号、第3条第1項及び第2項による博士（以下「課程博士」という。）にあつては様式第2号、第4条による博士（以下「論文博士」という。）にあつては様式第3号のとおりとする。

3 学位授与関係書類の様式は、修士にあつては様式第4-1号又は様式第4-2号、課程博士にあつては様式第5号、論文博士にあつては様式第6号のとおりとする。

(学位授与の報告)

第16条 学位を授与したときは、学長は、これを学位簿に登録する。

2 博士の学位授与については、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を受けて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。

(学位の取消し)

第19条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規準の改廃)

第20条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年大規準第23号）

この規準は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成19年大規準第4号）

- 1 この規準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前における椋山女学園大学及び椋山女学園大学短期大学の助教授としての在任期間は、改正後の椋山女学園大学名誉教授称号授与規準第2条第2項の准教授としての在任期間とみなす。

附 則（平成23年大規準第6号）

この規準は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年大規準第6号）

この規準は、平成25年6月18日から施行する。

附 則（平成26年大規準第1号）

この規準は、平成26年4月1日から施行する。

（様式第1号～様式第6号 別添）

様式第1号（修士）（第15条関係）

修第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	修士（○○○○）の学位を授与する	専攻所定の修士課程を修了したので	本学大学院○○○○研究科○○○	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------------------	------------------	-----------------	--------	------------------	-------------

様式第2号（課程博士）（第15条関係）

博第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	授与する	博士（人間生活科学）の学位を	博士後期課程を修了したので	人間生活科学専攻所定の	本学大学院生活科学研究科	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------	----------------	---------------	-------------	--------------	--------	------------------	-------------

論博第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	授与する 博士（人間生活科学）の学位を 審査及び試験に合格したので	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
----------	--------------	-------------	---	--------	------------------	-------------

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

研究科 専攻修士課程
年入学
氏名 印

学位論文審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく学位論文を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学

学長

様

研究科

専攻修士課程

年入学

氏名

印

特定課題研究成果審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく特定課題研究成果を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注: 1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程
年入学

氏名 印

学位論文審査願

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文及び論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

相山女学園大学
学長 様

現住所

氏名 印

学位申請書

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金を添えて申請いたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

椋山女学園大学大学院科目等履修生規準

平成11年大規準第9号
平成11年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条第1項及び椋山女学園大学大学院履修証明プログラム規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者（以下「履修証明プログラム生」という。）を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者

(2) 修士課程における授業科目の履修については、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(3) 博士後期課程における授業科目の履修については、修業年限4年以上の大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了し、当該研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類及び検定料を添えて、学長宛に提出しなければならない。

- | | |
|--|----|
| (1) 科目等履修願（本学所定様式） | 1通 |
| (2) 履歴書 | 1通 |
| (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 | 1通 |
| (4) 健康診断書 | 1通 |
| (5) 写真（縦4cm×横3cm、出願前3月以内撮影のもの） | 1通 |
| (6) 在職中の者は、その所属長の承諾書 | 1通 |
| (7) その他本学が必要とする書類 | |

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を交付する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目を履修する場合は、前項のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することがある。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表第1及び第2に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

3 履修証明プログラム生の履修期間は、第1項の規定にかかわらず、履修を許可された日から原則として連続した2年以内とする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は次のとおりとする。

(1) 原則として講義科目に限るものとする。

(2) 上限5科目とする。

2 教職課程に係る授業科目については、前項の規定にかかわらず、履修することができる。

3 履修証明プログラムに係る授業科目については、第1項の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、当該研究科委員会で行う。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、科目等履修許可証の提示により図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は定員外とする。

(補 則)

第14条 この規準に定めるもののほか科目等履修生に関して必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

(規準の改正)

第15条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年大規準第14号)

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年大規準第2号)

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則 (平成19年大規準第8号)

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年大規準第10号)

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則 (令和5年大規準第1号)

この規準は、令和5年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院聴講生規準

令和2年大規準第1号
令和2年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第29条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、2月又は8月の指定期日までに、次の書類に学則第29条第2項に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- | | |
|--|----|
| (1) 聴講願(本学所定様式) | 1通 |
| (2) 履歴書(写真貼付、捺印) | 1通 |
| (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 | 1通 |
| (4) 健康診断書 | 1通 |
| (5) 写真(縦4cm×横3cm、出願前3ヵ月以内撮影のもの) | 1枚 |
| (6) 在職中の者は、その所属長の承諾書 | 1通 |
| (7) その他本学が必要とする書類 | |

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて聴講を願出するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された研究科の講義科目に限るものとし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、聴講許可証の提示により、図書館を利用することができる。

(補則)

第12条 この規準に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学長が定める。

(規準の改廃)

第13条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、令和2年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院研究生規準

平成6年大規準第1号

平成6年6月30日制定

(趣旨)

第1条 椋山女学園大学大学院学則(以下「学則」という。)第29条に規定する研究生の取り扱いについては、この規準の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究生として入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者
- (2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願するものは、次の書類に学則第29条第2項に定める検定料を添えて学長宛に提出しなければならない。

- (1) 大学院研究生願書(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書(写真貼付、捺印) 1通
- (3) 最終出身校の成績及び修了証明書 1通
- (4) 現職者及び就職内定者は所属長の承諾書(本学所定様式) 1通
- (5) その他本学が必要とする書類

(入学)

第5条 研究生の入学は、本大学院に支障のない限り、研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(学生納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、指定の日までに学則第29条第2項に定める登録料及び研究料年額を納入しなければならない。

- 2 実験実習費等研究に要する費用(以下「実習費」という。)は、研究生の負担とする。
- 3 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

(在学期間)

第7条 研究生の在学期間は、1年とする。

- 2 前項の期間の延長を希望する者は、その旨を学長に願出しなければならない。
- 3 前項の場合学長は、研究科委員会の議を経て許可することができる。
- 4 在学期間の延長を許可された研究生は、研究料を納入するとともに実習費を負担しなければならない。

(研究報告)

第8条 研究生は、在学期間の終わりに、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(身分の取消)

第9条 研究生として不適当と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て学長は研究生の身分を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この規準に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第11条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成11年大規準第5号)

この規準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 1 1 年大規準第 1 3 号）

この規準は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年大規準第 8 号）

この規準は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン

平成30年大規準第10号

平成30年11月20日制定

1 趣旨

椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準（以下「規準」という。）第3条第3項に基づき、椋山女学園大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、管理方法等について、必要な事項を定める。

2 定義

(1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等（以下「論文等」という。）の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

ア 文書（実験ノート等を含む。）、数値データ、画像等の資料（以下「資料」という。）

イ 実験試料、標本等の試料（以下「試料」という。）及び模型、装置

(2) このガイドラインにおいて、「研究者」とは、規準第2条第2項に定める研究者をいう。

3 研究データの保存

(1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログ、データ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の変更を許さない形で作成しなければならない。

(2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。

(3) 論文等の研究成果の発表のもととなった資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、メタデータを整備し、検索・参照が可能となるよう留意することとする。

(4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。

(5) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの、契約等により別に定めがあるものについては、当該規定に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

4 保存期間

(1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、規準第7条に定める研究倫理委員会の承認を得て、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 試料、模型及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

5 研究者の責任及び退職等の取扱い

(1) 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。当該研究データの取扱いは、当該研究者が本学を退職した場合においても、このガイドラインによるものとする。

(2) 研究者の退職に際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに、退職後の連絡先を把握して追跡可能としておくこととする。また、必要に応じ、当該研究データのバックアップを保管するなどの措置を講ずるものとする。

6 開示

研究者は、規準第 24 条に定める調査委員会及び外部機関等が実施する調査に際し、研究データの開示を求められた場合は、研究活動の正当性について説明するとともに、原則として開示に応じなければならない。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 30 年 11 月 20 日から施行し、施行日以降に発表する研究成果に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第 4 項に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

附 則（令和 4 年大規準第 1 4 号）

このガイドラインは、令和 4 年 11 月 15 日から施行する。

Memo

星が丘キャンパス

〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
TEL(052)781-1186(代) FAX(052)781-7030

- 生活科学研究科
- 現代マネジメント研究科
- 教育学研究科
- 人間関係学研究科(サテライトキャンパス)

日進キャンパス

〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地
TEL(0561)74-1186(代) FAX(0561)73-4443

- 人間関係学研究科
-